

	<b>まん延防止等重点措置の解除に伴い 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更</b>
と き	3月18日（金）決定
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>国は3月17日、東京都を含む18都道府県に対する、まん延防止等重点措置を3月21日をもって解除することを決定した。都知事は同日、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に備え、3月22日から4月24日までの間をリバウンド警戒期間とし、都内全域を区域として、基本的な感染防止策の徹底等を要請した。</p> <p>区は、都の方針を受けて、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、3月22日から4月24日までの間、以下のとおり対応する。4月25日以降の対応は、別途決定する。</p>	

**【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和4年3月18日付け）**

別添のとおり

**【区民の皆様へのお願い】（「練馬区方針」より）**

3密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いをはじめとした、基本的な感染防止策の徹底を引き続きお願いします。

混雑している場所や時間を避けて行動してください。

帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するようお願いします。対応が難しい場合や発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えてください。

会食は、少人数、短時間とし、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛するようお願いします。

お花見における酒類を伴う宴会、飲食等は、お控えください。

感染に不安を感じる方は、都が実施する検査を受けてください。

**【問い合わせ】**

練馬区 危機管理課 安全安心係

電話 03-5984-1027